（前のページより続き）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**同**六）　四二

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二条第一項第二号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令（**同**七）

○著作権法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三一）

○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び中小企業等経営強化法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令を廃止する省令（**厚生労働・経済産業**三）　四三

○中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（**経済産業**七五）　四四

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二条第四項の経済産業省令で定める関係を定める省令（**同**七六）　四七

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令（**同**七七）　四七

○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（**同**七八）　四八

〔告　示〕

○地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針を廃止する告示（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　八三

○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（**同**二）

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する告示（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　八七

○中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示（**総務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　八八

○創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（**総務・経済産業**七）　九七

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**財務**二三二）　九八

○卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一二）　九九

○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示（**財務・経済産業**四）　九九

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条の規定に基づく認定地域産業資源活用事業を行おうとする中小企業者の当該認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務の需要の開拓の程度に係る経済産業大臣の定める基準を廃止する告示（**経済産業**一八三）　一〇一

○国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示（**同**一八四、一八五）

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第二条第二項の規定に基づく特定ものづくり基盤技術を指定した件を廃止する告示（**同**一八六）　一〇六

○石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**一八七）

○中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針を廃止する告示（**同**一八八）　一〇七

○学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**一八九）

○租税特別措置法施行令第五条の五の二第二項及び第二十七条の十一の二第二項の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**一九〇）　一一〇

○中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示（**同**一九一）

○事業継続力強化計画作成指針の一部を改正する告示（**同**一九二）　一一一